

東山梨行政事務組合特定建設工事共同企業体取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本組合が発注する建設工事に係る特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(共同企業体の運用形態)

第2条 共同企業体の運用形態は、原則として、各構成員対等の立場で一体となって工事を施工する共同施工方式とする。

2 出資比率の最小限度基準は、技術者を適正に配置して共同施工を確保し得るよう、構成員数を勘案して、次のとおり定めるものとする。

(1) 2社の場合 30パーセント以上

(2) 3社の場合 20パーセント以上

(結成)

第3条 共同企業体は、経験の増大、技術の拡充強化、融資力の増大及び危険の分散を図り、工事を適正、円滑かつ確実に施工することを目的として、結成するものとする。

(対象工事)

第4条 共同企業体の施工対象工事の種類及び規模は、次のとおりとする。

対象工事の種類	金額
技術的難度の高い大規模設備等の建設工事	おおむね1億円以上
上記以外の工事で、工事の規模、性格等に照らし、共同企業体による施工が必要と認められる工事	

(入札参加資格審査手続)

第5条 共同企業体として、本組合が発注する建設工事に係る指名競争入札に参加しようとするときは、次条第1項の資格を有する建設業者で構成した、共同企業体の入札参加資格審査の申請をし、審査を受けるものとする。

(資格審査の申請)

第6条 共同企業体の入札参加資格審査の申請は、次に掲げる要件を満たす場合でな

ければすることができないものとする。

- (1) 構成員は、資格者名簿に登載された建設業者であること。
- (2) 構成員は、2又は3業者であること。
- (3) 当該工事に対応する許可業種につき、許可を有しての営業年数が少なくとも数年あること。
- (4) 当該工事を構成する一部の工種を含む工事について元請として一定の実績があり、当該工事と同種の工事を施工した経験があること。
- (5) 構成員は、当該工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を工事現場に専任で配置し得る建設業者であること。
- (6) 構成員の級別格付は、最上位等級であること。ただし、同級により難しい場合であって、当該工事を所管する課長が特に認める場合は、最上位等級と第二位等級に属する建設業者との組合せとする。

2 構成員は、同一工事で他の共同企業体の構成員となれないものとする。

3 第1項の申請は、特定建設工事共同企業体建設工事入札参加資格審査申請書（様式第1号）に特定建設工事共同企業体協定書（様式第2号）その他申請に必要な書類を添えて、当該工事の発注者に提出することにより行うものとする。

4 共同企業体の入札参加資格審査の申請及び共同企業体協定の締結は、当該構成員の代表者が行うものとする。

（資格審査及び格付）

第7条 共同企業体の入札参加資格の審査は、前条第1項の申請に基づき行い、当該共同企業体の級別格付は、次によるものとする。

- (1) 構成員の級別格付が同一の場合 当該構成員の級別格付
- (2) 構成員の級別格付が異なる場合 上位の構成員の級別格付

（代表者の選定）

第8条 代表者は、施工能力の大きい者とし、出資比率は、構成員中、最大とする。

（指名選考）

第9条 共同企業体の指名の選考は、別に定める東山梨行政事務組合指名選考委員会（以下「委員会」という。）の選考に基づき行うものとする。

2 委員会の選考は、当該工事に資格審査申請した共同企業体のうち、適格なものと認定された共同企業体の中から選考するものとする。

(指名)

第10条 契約担当者は、前条の規定により指名選考された共同企業体を指名するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、共同企業体の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

特定建設工事共同企業体建設工事入札参加資格審査申請書

年 月 日

東山梨行政事務組合管理者 様

申請者 住 所
(電話番号)
共同企業体の名称

住 所
代表構成員 商号又は名称
代表者氏名

住 所
構 成 員 商号又は名称
代表者氏名

住 所
構 成 員 商号又は名称
代表者氏名

東山梨行政事務組合の発注に係る建設工事の入札に参加したいので、東山梨行政事務組合特定共同企業体取扱要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

様式第2号（第7条関係）

特定建設工事共同企業体協定書

（目的）

第1条 本特定建設工事共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

（1）東山梨行政事務組合発注に係る（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「建設工事」という。）の請負

（2）前号に附帯する事業

（名称）

第2条 本特定建設工事共同企業体は、_____工事共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 企業体は、事務所を_____に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 企業体は、_____年____月____日に成立し、第1条に規定する建設工事の請負契約の履行後12月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 企業体は、第1条に規定する建設工事を請け負うことができなかったときは、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に係る請負契約が締結された日に解散する。

（構成員の住所及び商号又は名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 所 _____

商号又は名称 _____

住 所 _____

商号又は名称 _____

住 所 _____

商号又は名称 _____

(代表者の名称)

第6条 企業体は、_____を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 企業体の代表者は、建設工事の施行に関し当企業体を代表して発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有する。

(構成員の出資の割合)

第8条 構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について発注者と契約内容の変更増減があっても構成員の出資の割合は変わらない。

商号又は名称 _____ %

商号又は名称 _____ %

商号又は名称 _____ %

商号又は名称 _____ %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ構成員が協議して評価する。

(運営委員会)

第9条 企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け建設工事の完成に当たる。

(構成員の責任)

第10条 構成員は、建設工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負う。

(取引金融機関)

第11条 企業体の取引金融機関は、_____銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 企業体は、建設工事の完成後当該工事について決算する。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益を配分する。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員

が欠損金を負担する。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(工事中途における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ企業体が建設工事を完成する日までは、脱退することができない。

2 構成員のうち工事中途において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して当該工事を完成する。

3 構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していた出資の割合を第8条に規定する残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを当該出資割合に加えて得た割合とする。

4 脱退した構成員の出資の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金が生じた場合には、脱退した構成員の出資から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還する。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事中途における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 企業体の構成員のうちいずれかが工事中途において破産、解散その他第10条に規定する構成員の責任を負うことができなくなった場合においては、前条第2項から第5項までの規定を準用する。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものと

する。

(解散後の瑕疵担保責任)

第18条 企業体が解散した後においても、当該工事につき瑕疵があったときは、構成員は共同連帯してその責任を負う。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定める。

_____ほか_____社は、上記のとおり_____工事共同企業体協定書を締結したので、その証拠としてこの協定書_____通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自1通を所持し、1通を発注者に提出するものとする。

_____年____月____日

代表構成員 住 所 _____
商号又は名称 _____社印
代表者氏名 _____印

構 成 員 住 所 _____
商号又は名称 _____社印
代表者氏名 _____印

構 成 員 住 所 _____
商号又は名称 _____社印
代表者氏名 _____印